

# 持込ニュース23 No.51

\*本紙は持込事業者の皆さまにお届けしています\*

令和5年7月20日発行

東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部 管理課

## 不適正搬入の事例集を作成しました

昨年度、当組合の搬入物検査で確認された不適物の写真等の情報を排出者指導に活用したいとの要望があったため、区民への正しいごみ出しルールの周知、持込事業者による排出者に対する指導への活用を目的とした不適正搬入の事例集を新たに作成し、「不適正搬入防止に向けた取組」としてホームページに掲載しました。

本資料は当組合施設における搬入物検査で確認された区収集及び持込による不適正ごみについて、写真を中心に掲載しているほか、資源化する焼却灰への不適物混入や水銀混入ごみの搬入による影響、リチウムイオン電池による火災も取り上げています。社内研修や排出者指導等でぜひご活用下さい。



【該当ページ URL】

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/shidou/documents/tekiseihaisyutsu.html>

## アクリル板は清掃工場に持ち込めません

5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に変更され、飲食店等の事業所で新型コロナウイルス感染防止対策として使用されてきたアクリル板（パーティション）について、資源回収の仕組みが未確立といった報道がされていることもあり、大量廃棄が懸念されています。

アクリル板の材質には合成樹脂が使用されているため、その性状は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」）第2条第4項第1号に掲げる「廃プラスチック類」に当たります。

当組合の管理運営する清掃工場は一般廃棄物の処理施設であるため、産業廃棄物の受入はできません。一般廃棄物の処理施設に産業廃棄物を持ち込むことは廃掃法第16条「投棄禁止」に抵触します。排出場所における廃棄物の積込み作業時には一層注意し、廃棄物の適正処理に努めていただきますようお願いいたします。

【受入基準についての問合せ】

管理課搬入指導係 ☎03-6238-0731

## 窓口および郵送の各種受付手続きについて

継続持込みの各種受付手続きは、窓口のほかに郵送も可能となっております。郵送による申請を希望する場合、申請書類のほかに宛先を明記したレターパック（レターパックライトでも可）も提出してください。なお、車両に関する申請・届出で新しく登録する車両を直ちに使用したい場合等は、窓口を持参してください。

窓口の受付時間は、土日・祝日を除き、9時から12時、13時から16時となっております。



郵送のお手続きは、郵便追跡サービスをご利用いただくと安全です。



窓口へお越しの際は、時間に余裕をもってお越しください。

## 継続持込更新申請について

継続持込みの承認期間は2年を限度としています。その承認期限が近づいている継続持込業者は、継続持込更新申請を行う必要があります。対象事業者様には継続持込管理システムで案内しております。また、申請書類は清掃一組ホームページからも取得できます。

なお、申請に対し承認基準を満たしていない場合は更新できません。東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物継続持込承認基準をご確認ください。

### 【掲載場所】

東京二十三区清掃一部事務組合公式ホームページ>持込業者様へ>廃棄物の搬入に関する申請書・届出書>廃棄物継続持込の承認に係る申請書・届出書>申請書・届出書等

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/shinsesho/ippan.html>

東京二十三区清掃一部事務組合公式ホームページ>持込業者様へ>事業系一般廃棄物の持込みについて>(1)事業系一般廃棄物を清掃一組処理施設に搬入される方へ>(2)東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物継続持込承認基準

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/oshirase/index.html>

【継続持込みの申請・届出についての問合せ】

管理課 搬入承認・手数料係 ☎03-6238-0829

発行：東京二十三区清掃一部事務組合  
施設管理部管理課 搬入承認・手数料係

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館 13階

TEL 03 (6238) 0737 FAX 03 (6238) 0740

印刷物登録  
令和5年度 第32号